

コンタクトレンズ 基本要件適合性チェックリスト

第一章 一般の要求事項

| 基本要件 | 当該機器への適用・不適用 | 適合の方法 | 特定文書の確認 |
|---|--------------|---|---|
| (設計) 第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なように設計及び製造されていなければならない。 | 適用 | <p>要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。</p> <p>認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。</p> | <p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号）</p> <p>JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p> |
| (リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。 | 適用 | 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 | JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 |

| | | | |
|--|----|--|--|
| | | | |
| と。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。 | | | |
| (医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。 | 適用 | 要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号） |
| (製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。 | 適用 | 要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された規格に適合することを示す。 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号） JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用 コンタクトレンズ承認基準の改正について（薬食発第〇〇号 平成21年〇月〇日）（以下「コンタクトレンズ承認基準」という。） 別添1 7. 安定性に関する要求事項 又は 別添2 8. 安定性に関する要求事項 又は 別添3 8. 安定性に関する要求事項 |
| (輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならない。 | 適用 | 要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された規格に適合することを示す。 | 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令169号） JIS T 14971：医療機器一リスクマネジメントの医療機器への適用 コンタクトレンズ承認基準 別添1 7. 安定性に関する要求事項 又は 別添2 8. 安定性に関する要求事項 |

| | | | |
|---|----|--|--|
| | | | 又は 別添3・8. 安定性に関する要求事項 |
| (医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。 | 適用 | <p>認知された規格に従ってリスク分析が計画・実施されていることを示す。</p> <p>便益性を検証するために、認知された規格に適合していることを示す。</p> | <p>JIS T 14971：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用</p> <p><hardtaktrenzの場合> 視力補正用コンタクトレンズ基準（平成13年厚生労働省告示第349号）</p> <p>コンタクトレンズ承認基準</p> <p>別添1</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 形状及び外観 (2) 直径 (3) 厚さ (4) ベーカーブ (5) 頂点屈折力 (6) 視感透過率 (7) 酸素透過係数 (8) 強度 (9) 屈折率 (10) torikrenzの曲率半径 (11) 円柱屈折力及び円柱軸（torikrenzの場合） (12) プリズム誤差 <p><softkontaktrenzの場合> 視力補正用コンタクトレンズ基準（平成13年厚生労働省告示第349号）</p> <p>コンタクトレンズ承認基準</p> <p>別添2</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 形状及び外観 (2) 直径 (3) 厚さ (4) ベーカーブ (5) 頂点屈折力 (6) 視感透過率 (7) 酸素透過係数 (8) 強度 (9) 屈折率 (10) 含水率 (11) 円柱屈折力及び円柱軸（torikrenzの場合） (12) プリズム誤差 <p>ただし、上記softkontaktrenzのうち装用時に虹彩又は</p> |

瞳孔の外観(色、模様、形)を変えることを目的に併せもつレンズの場合は、別添3 4.6 視感透過率及び4.7 酸素透過係数に適合のこと。
<非視力補正用ソフトコンタクトレンズの場合>
コンタクトレンズ承認基準
別添3
4.1 形状及び外観
4.2 直径
4.3 厚さ
4.4 ベースカーブ
4.5 頂点屈折力
4.6 視感透過率
4.7 酸素透過係数
4.8 強度
4.9 屈折率
4.10 含水率